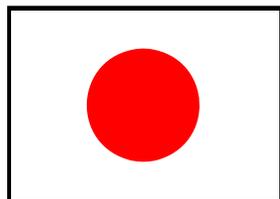


日モンゴル経済連携協定の概要



平成28年6月
財務省関税局

目次

I. 日モンゴル経済連携協定(EPA)の概要

1. モンゴル概況
2. 日モンゴル貿易関係
3. 日モンゴルEPAの意義・経緯
4. 協定の構成
5. 関税撤廃の概要
6. 発効日、関税引下げの規定

II. 原産地規則の概要

1. モンゴルEPA税率適用のための3つのステップ
2. 完全生産品/原産材料のみからなる産品
3. PSR(品目別規則)を満たす産品
 - 3.1. 関税分類変更基準の例
 - 3.2. 加工工程基準の例
 - 3.3. 付加価値基準の例
4. デミニミス(僅少の非原産材料)等

III. 通関・原産地手続の概要

1. EPA税率の適用手続
2. 輸入通関時の留意点
3. 原産地証明書に係る留意点
4. モンゴル産品に係る品目証明
5. EPA関税割当
6. 運送要件証明書
7. 事後的な確認の手続
8. 事前教示制度
9. 発効前後の貨物の取扱い

(参考1)モンゴルからの主な輸入品

(参考2)モンゴルへの主な輸出品

〈各種資料リンク先のご案内〉

I . 日モンゴル経済連携協定 (EPA)の概要

1. モンゴル概況

モンゴル概要

- 人口: 約306万人(2016年1月末現在)
- 面積: 156万4,100km²(日本の約4倍)
- 首都: ウランバートル(人口約136万3,000人)
- 言語: モンゴル語(国家公用語)、カザフ語
- 政体: 共和制(大統領制と議院内閣制の併用)
- 国家元首: 大統領(任期4年: 前回選挙2013年)
- 議会: 国家大会議(一院制、定員76人、任期4年: 前回選挙2012年)
民主党35、人民党26、公正選挙連合10、国民勇気・緑の党2、諸派・無所属3



首都・ウランバートル

経済状況

- 名目GDP: 約158億3800万米ドル
- 1人当たり名目GDP: 4,512米ドル(※2014年)
- 実質GDP成長率: 2.3%
- 貿易総額: 約84億6,700万米ドル(収支: 約8億7,300万米ドル)
- 輸入約37億9,700万米ドル(前年比約27.4%減)
- 輸出約46億7,000万米ドル(前年比約19.1%減)

※主要輸出品: 鉱物資源(石炭・銅・石油等)、畜産品(カシミア・羊毛・皮革・食肉)

(出典: モンゴル国家統計局2015年統計)

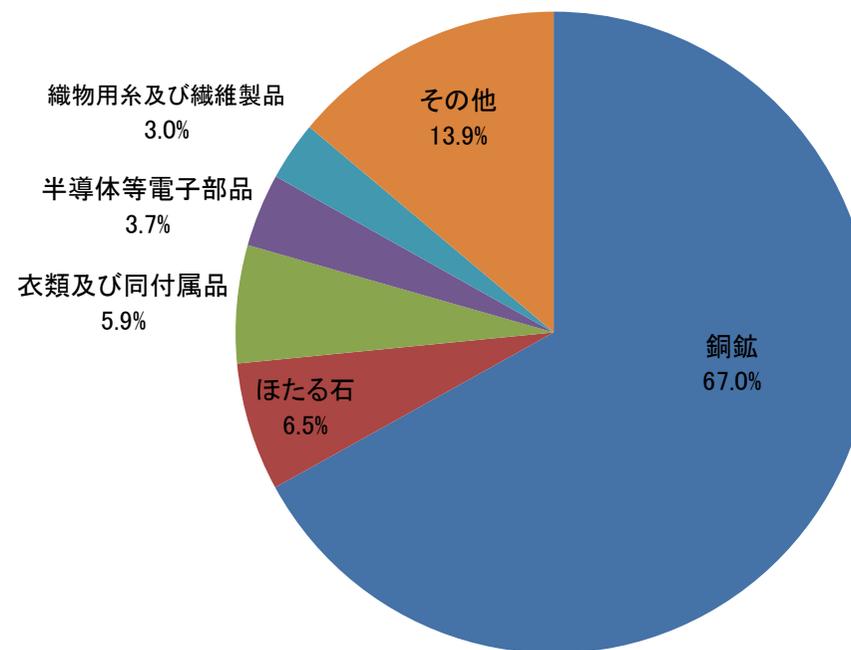
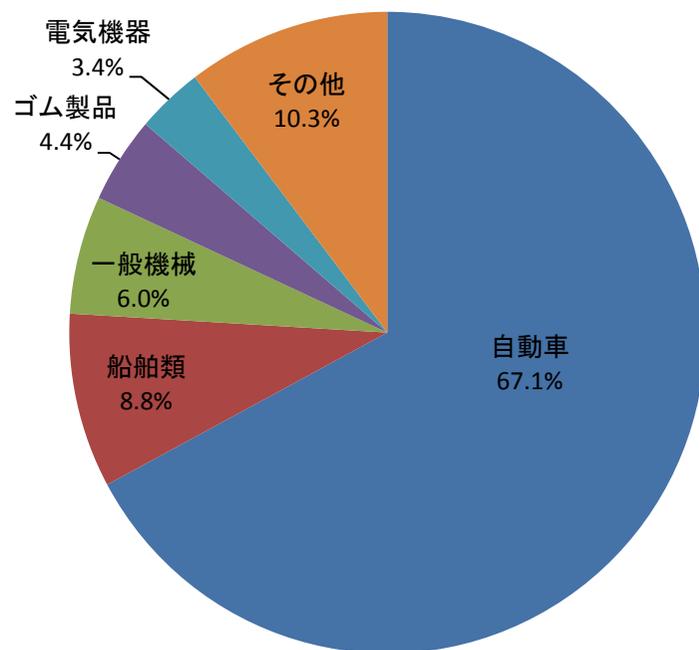
日モンゴル経済関係

- 日モンゴル貿易総額: 約369億2,662万円(出典: 2015年財務省貿易統計)
モンゴルへの輸出: 約303億5,182万円 モンゴルからの輸入: 約65億7,481万円
モンゴルにとって日本は、第6位の輸出相手国、第4位の輸入相手国(2014年)
日本にとってモンゴルは、第77位の輸出相手国、第108位の輸入相手国(2015年)
- 対モンゴル直接投資総額: 約2億693万ドル(2013年9月末現在, モンゴル投資庁)
名目GDP: 約158億3800万米ドル
- 2015年2月、日・モンゴル経済連携協定(EPA)に署名。モンゴルにとって初のEPA締結となった。

2. 日モンゴル貿易関係

- モンゴルにとって日本は、第6位の輸出相手国、第4位の輸入相手国(2014年)
- 日本にとってモンゴルは、第77位の輸出相手国、第108位の輸入相手国(2015年)

出典 モンゴル:IMF-DOTS
日本:財務省貿易統計



出典: 2015年、財務省貿易統計

輸出 (日→モンゴル)
303億5,182万円

輸入 (モンゴル→日)
65億7,481万円

3. 日モンゴルEPAの意義・経緯

(日モンゴルEPAの意義)

- 民主化・市場経済化し、今後も中長期的な高成長が見込まれるモンゴルの経済成長を日本の経済成長に取り込む。
- モンゴルからのエネルギー・鉱物資源の安定供給に寄与(石炭、ほたる石、レアメタルを輸入。モンゴルは、金、銅等も産出。)
- 貿易の拡大やエネルギー・鉱物資源分野等における投資環境の改善を通じて、モンゴルとの「戦略的パートナーシップ」を一層強化。
- 物品貿易、サービス、投資、電子商取引、競争、知的財産等のルールを盛り込んだ包括的な協定。モンゴルにとって初の経済連携協定。

(日モンゴルEPAの経緯)

2009年 7月	バヤル首相(当時)が麻生総理(当時)に経済連携協定締結を要望
2011年 3月	全3回の研究会合を開催し、共同研究報告書を取りまとめ。
2012年 3月	野田総理(当時)とバトbold首相(当時)の日モンゴル首脳会談で交渉開始を決定
2012年 6月	交渉開始(第1回交渉会合を開催)
	(2014年7月までに計7回の交渉会合を開催)
2014年 7月	エルベグドルジ大統領の訪日時に大筋合意
2015年 2月	日・モンゴル首脳会談時に、安倍総理大臣とサイハンビレグ首相が協定に署名
2015年 2月	(モンゴル側)日モンゴルEPAの国会承認
2015年 5月	(日本側)日モンゴルEPAの国会承認
2016年 2月	(モンゴル側)協定の発効に必要な国内手続完了

4. 協定の構成

前文

第一章 総則

第二章 物品の貿易

第三章 原産地規則

第四章 税関手続及び貿易円滑化

第五章 衛生植物検疫措置

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第七章 サービスの貿易

第八章 自然人の移動

第九章 電子商取引

第十章 投資

第十一章 競争

第十二章 知的財産

第十三章 政府調達

第十四章 ビジネス環境の整備

第十五章 協力

第十六章 紛争解決

第十七章 最終規定

附属書一(第二章関係) 第二・四条の規定に関する表

附属書二(第三章関係) 品目別規則(含:附属書二の付表 繊維及び繊維製品の品目別規則)

附属書三(第三章関係) 原産地証明書の必要的記載事項

附属書四(第七章関係) 金融サービス

附属書五(第七章関係) 電気通信サービス

附属書六(第七章関係) 特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表

附属書七(第八章関係) 自然人の移動に関する特定の約束

附属書八(第十章関係) 第十・八条1に規定する措置に関する留保

附属書九(第十章関係) 第十・八条3に規定する措置に関する留保

附属書十(第十章関係) 収用

(参考) 主な章の概要

<p>物品一般ルール・原産地規則(第2章・第3章)</p> <p>関税の撤廃又は削減、内国民待遇の供与等の義務のほか、二国間セーフガード措置を規定。 エネルギー・鉱物資源を含む両国の関心品目について輸出入規制措置を導入する場合の情報提供を規定。 特惠関税の対象となる原産品の認定基準・手続等を規定。</p>	<p>電子商取引(第9章)</p> <p>電子送信に係る関税不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者及び個人情報の保護等について規定。情報交換、中小企業及び非政府機関の電子商取引の利用促進等に係る協力についても定める。</p>
<p>税関手続及び貿易円滑化(第4章)</p> <p>物品の貿易を円滑化するため、税関手続の透明性の確保、物品の速やかな通関のための措置、事前教示、両国の税関当局の協力及び情報の交換等を規定。</p>	<p>投資(第10章)</p> <p>投資財産設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、投資家対国家の紛争解決手続について再協議を行うことを定める他、ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。また、外資の投資審査基準額を緩和。</p>
<p>衛生植物検疫(第5章)</p> <p>衛生植物検疫措置(SPS措置)の国際基準への調和に関する協力、同等性の認定について規定。小委員会を設置。</p>	<p>競争(第11章)</p> <p>競争を促進するために、各国が適当と認める措置をとるとともに、反競争的行為に対する取組に関して協力すること、消費者保護を促進するために情報交換等を行うこと等を定める。</p>
<p>強制規格・任意規格・適合性評価手続(第6章)</p> <p>貿易の促進を目的として、国際規格の利用、強制規格の策定、適合性評価手続の結果の受入れ等について規定。小委員会を設置。</p>	<p>知的財産(第12章)</p> <p>十分に効果的かつ無差別な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、侵害に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとることを定める。</p>
<p>サービス(第7章)</p> <p>両国間のサービスの貿易を促進するため、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等の規律について規定。 GATSの下での約束を超える自由化を約束。</p>	<p>ビジネス環境の整備(第14章)</p> <p>両国政府・民間の専門家の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備・向上を検討する小委員会を設置。 相手国の企業からの苦情及び照会の受領等を任務とする連絡事務所の設置を規定。</p>
<p>自然人の移動(第8章)</p> <p>自然人の移動 短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家等及びそれらの配偶者・子等の入国及び一時的な滞在を約束。 入国・一時的滞在に関する手続の透明性の確保についても規定。</p>	<p>協力(第15章)</p> <p>農林水産(フード・バリューチェーン等)、中小企業、観光、情報通信技術、環境等の分野において協力を促進する旨規定。</p>

5. 関税撤廃の概要

協定発効後10年間で往復貿易額の約96%の関税撤廃

モンゴルは日本からの輸入額の約96%の関税撤廃

日本はモンゴルからの輸入額の100%の関税撤廃

◆モンゴル市場へのアクセス

日本からモンゴルへの無税輸出の割合が、現状の総輸出額の1%未満から、発効後即時に約50%、10年間で約96%まで拡大

鉱工業品：

自動車及び自動車部品：主力の4500cc以下の完成車（製造後0～3年）は即時関税撤廃、自動車部品及びその他の完成車はほとんどが10年以内の関税撤廃（総輸出額の7割弱）

一般機械：主力の建設用機械（ブルドーザー等）の即時関税撤廃を含む10年以内の段階的関税撤廃（総輸出額の20%弱）

農林水産品：

切り花、果実、味噌・醤油等：即時撤廃又は段階的関税撤廃

清酒及び焼酎：即時関税撤廃

◆日本市場へのアクセス

鉱工業品：ほぼ全ての品目につき即時～10年間で関税撤廃

農林水産品：

一部の牛肉調製品等：関税割当

ペットフード：即時～10年間で関税撤廃

モンゴル特産の乳飲料、麺類、果実酒：品目証明書を付した上で関税撤廃又は関税割当（後述）

6. 発効日・関税引下げの規定

2016年6月7日(火)協定発効

発効について

第十七・四条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。(以下略)

関税引下げについて

附属書1 第一編 一般的注釈

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

- (a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
- (b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

Ⅱ. 原産地規則の概要

1. モンゴルEPA税率適用のための3つのステップ

①モンゴルEPA税率（の有無）

輸出入される産品にモンゴルEPA税率が設定されているか

②原産地基準を満たすか

その産品（貨物）が「原産品」であること（=原産地基準を満たしていること）

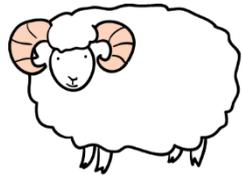
③手続的要件（原産地手続）

税関に対して「原産品」であることを申告すること（原産地証明書を提出するなど、必要な手続を行うこと）



2. ①完全生産品

○完全生産品とは、当該締約国において完全に得られ、又は生産される製品のこと。



(例) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ成育されたもの
(家畜等)



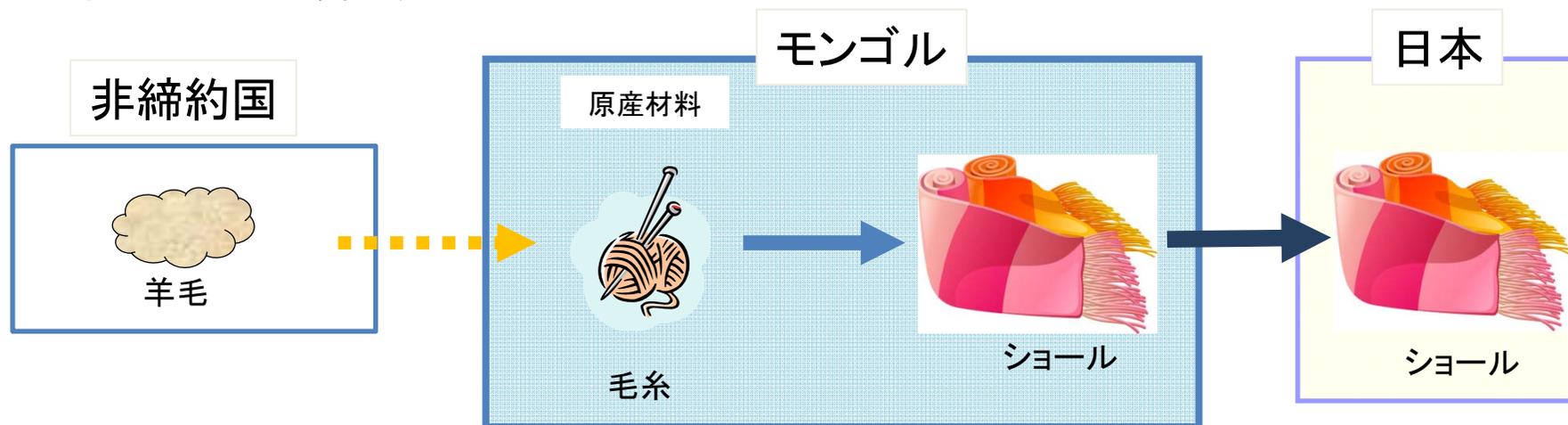
(例) 当該締約国から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(岩塩等)

②原産材料のみからなる産品

○当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される製品のこと。

○生産に使用される材料はすべて原産材料。個々の材料は、遡れば第三国の材料(非原産材料)である場合もある。

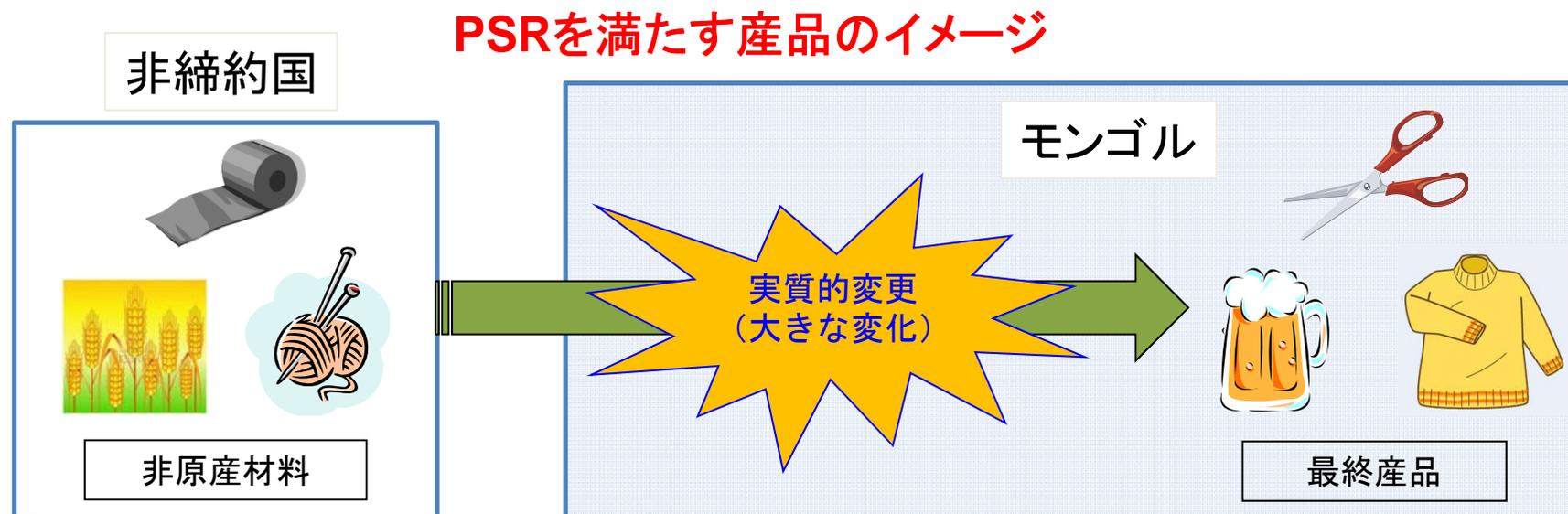
(例) モンゴルで製造するショール



3. PSR(品目別規則)を満たす産品

○非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品をモンゴル協定上の原産品と認めるもの。

○PSRでは、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。



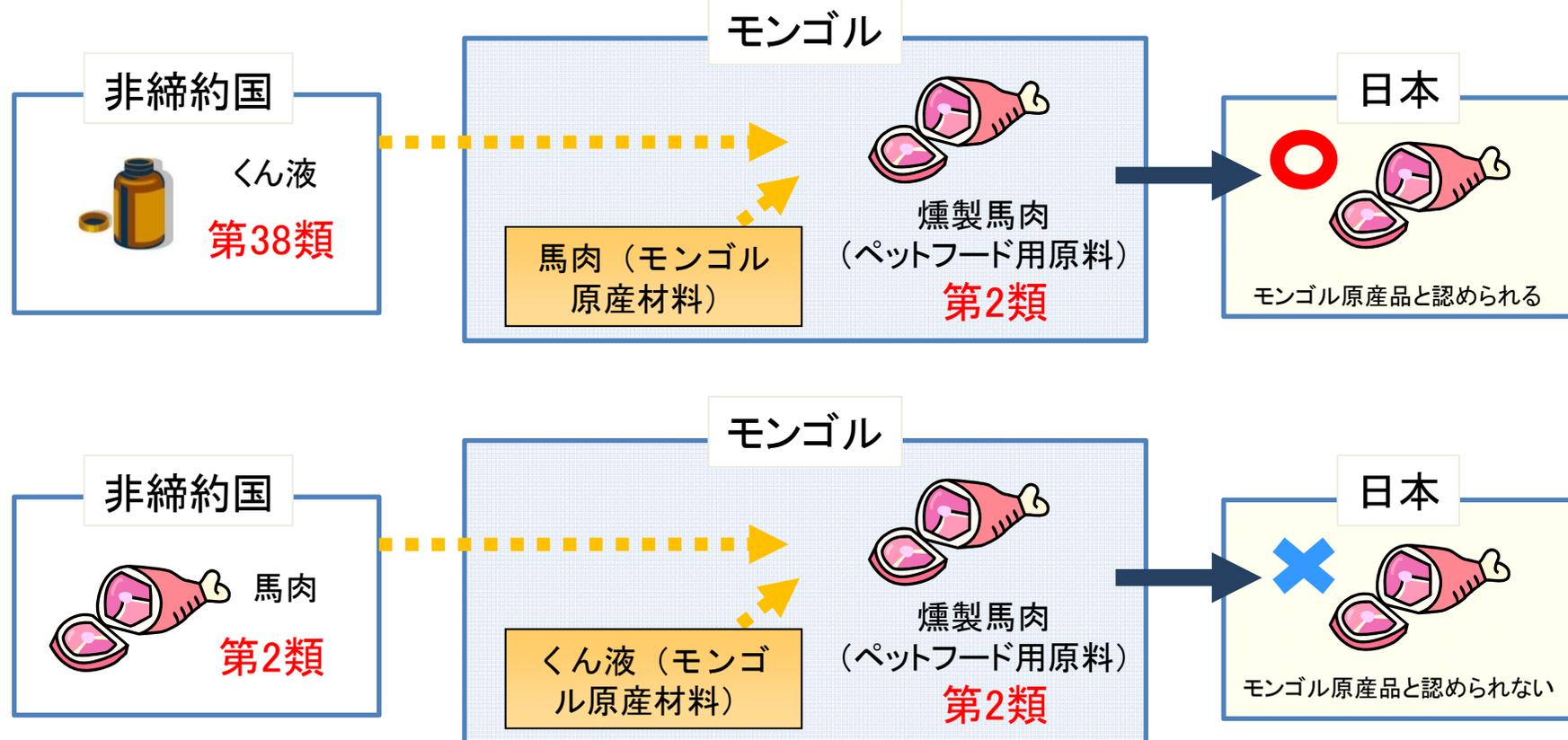
【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準: 非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ②加工工程基準: 非原産材料を使用した最終産品に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。
- ③付加価値基準: 産品に一定以上の付加価値を付与すること。

3. 1. 関税分類変更基準の例

○モンゴルにおいて、材料である馬肉とくん液から燻製馬肉を製造。
○非締約国のくん液(第38類)を用いた場合は、非原産材料(くん液)と最終産品(燻製馬肉)の関税分類番号に特定の変化があることから、燻製馬肉はPSRを満たし、モンゴルの原産品と認められるが、非締約国の馬肉(第2類)を用いた場合は、関税分類番号に変化がないことから、原産品と認められない。

(注)燻製馬肉(ペットフード用原料)(第0210.99項)の品目別規則類の変更(HS2桁レベルでの変更)(第1類からの変更を除く。)



※関税分類番号は世界税関機構(WCO)のHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)に基づく。商品毎に類(2桁で97)・項(4桁で1223)・号(6桁で5204)のHS番号が設定されている。

3. 2. 加工工程基準の例

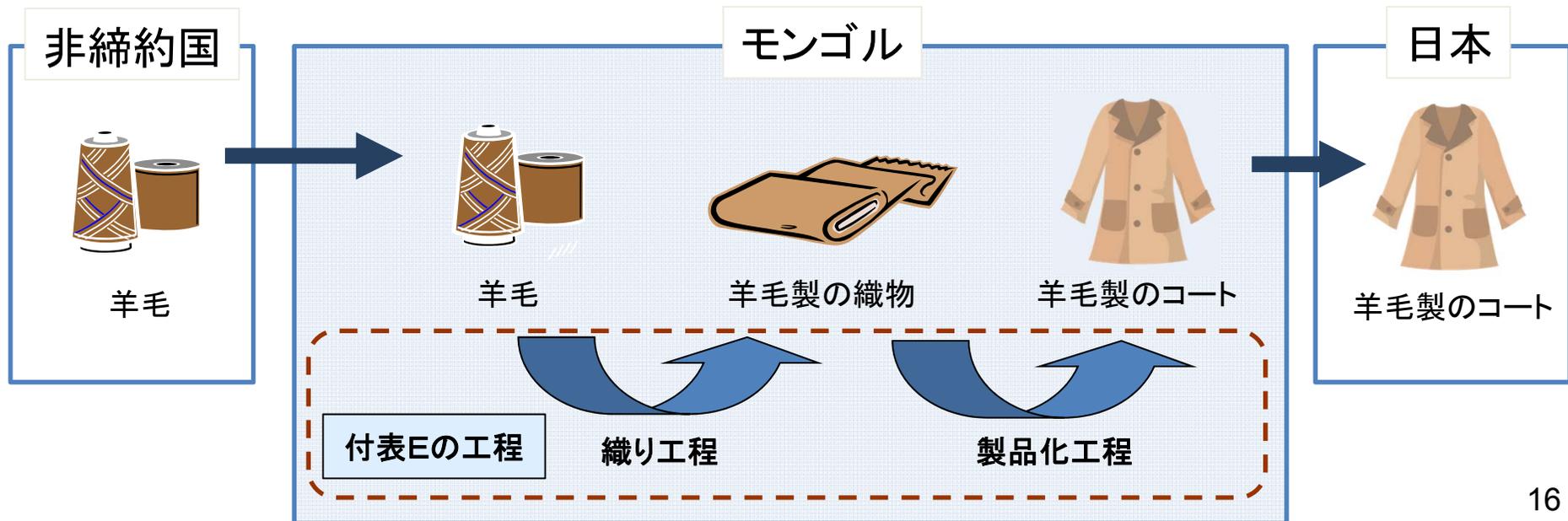
○材料である羊毛を非締約国より輸入し、モンゴルにおいて羊毛製のコートを生産。
 ○この場合、モンゴルでの製造において、特定の加工工程が施されていることから羊毛製のコートはP
 SR(この例の場合、織物からの製造(織り工程及び製品化工程を経る場合に限る)を経ていること)を
 満たし、モンゴルの原産品と認められる。

(注) 羊毛製のコート(62類)の品目別規則

織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る)

・附属書二の付表 E 衣類、衣類附属品及び紡織用繊維のその他の製品

メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
必要	必要



3. 3. 付加価値基準の例

○材料である車体の鉄鋼製品等を非締約国より輸入し、日本で乗用自動車を製造。
 ○この場合、日本での製造において、付加された価値(8,000米ドル)が、製品全体の価額(10,000米ドル)に対して40%以上であることから、乗用自動車はPSRを満たし、日本の原産品と認められる。

(注1)乗用自動車(第87.03項)の品目別規則

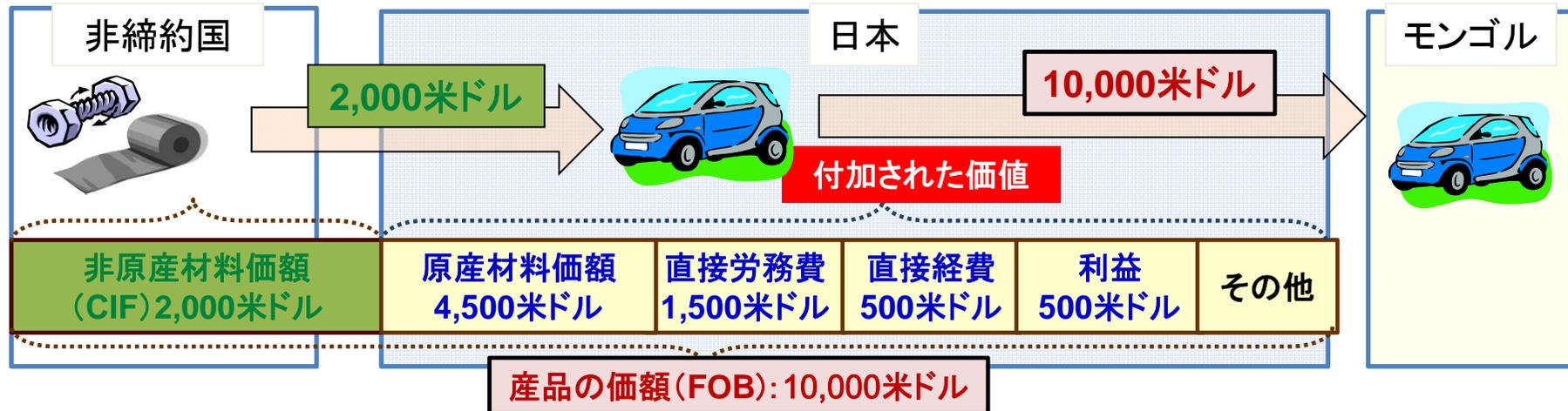
付加された価値(原産資格割合)が製品全体の価額に対して控除方式で40%以上等

(注2)控除方式による計算方法

[(製品の価額－使用された非原産材料価額の合計)／製品の価額]の計算式で原産資格割合を算出

(注3)積上げ方式による計算方式

[(使用された原産材料価額の合計＋直接労務費＋直接経費＋利益)／製品の価額]の計算式で原産資格割合を算出



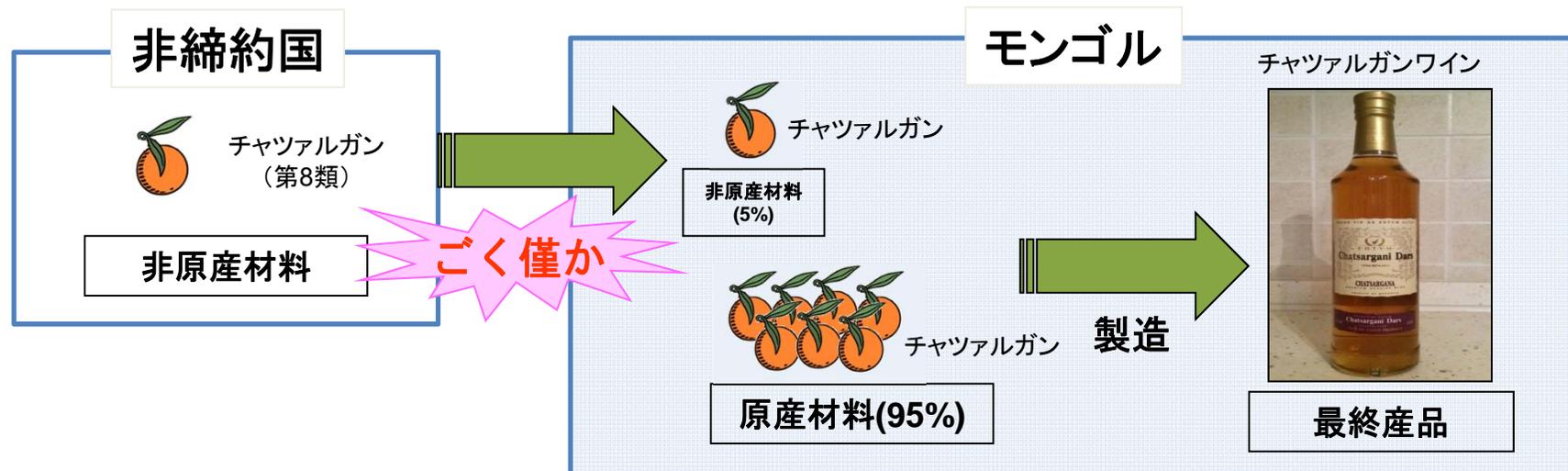
控除方式 原産資格割合 (QVC) = $\frac{10,000 \text{米ドル} - 2,000 \text{米ドル}}{10,000 \text{米ドル}} = 80\% \geq 40\%$

積上げ方式 原産資格割合 (QVC) = $\frac{4,500 \text{米ドル} + 1,500 \text{米ドル} + 500 \text{米ドル} + 500 \text{米ドル}}{10,000 \text{米ドル}} = 70\% \geq 40\%$

4. デミニミス(僅少の非原産材料)等

○非原産材料を使用しているも、その使用がわずかな場合には、その産品を原産品と認めるもの。一般的に、関税分類変更基準に適用される。

デミニミスのイメージ



(注) チャツアルガンワイン(2206.00号)の品目別規則
類の変更(第8類又は第20類の材料からの変更を除く。)

【デミニミスの基準】

○ 原則として産品のFOB価額の10%以下

○ ただし、50～63類の繊維製品の場合、原則として当該産品の重量の10%以下

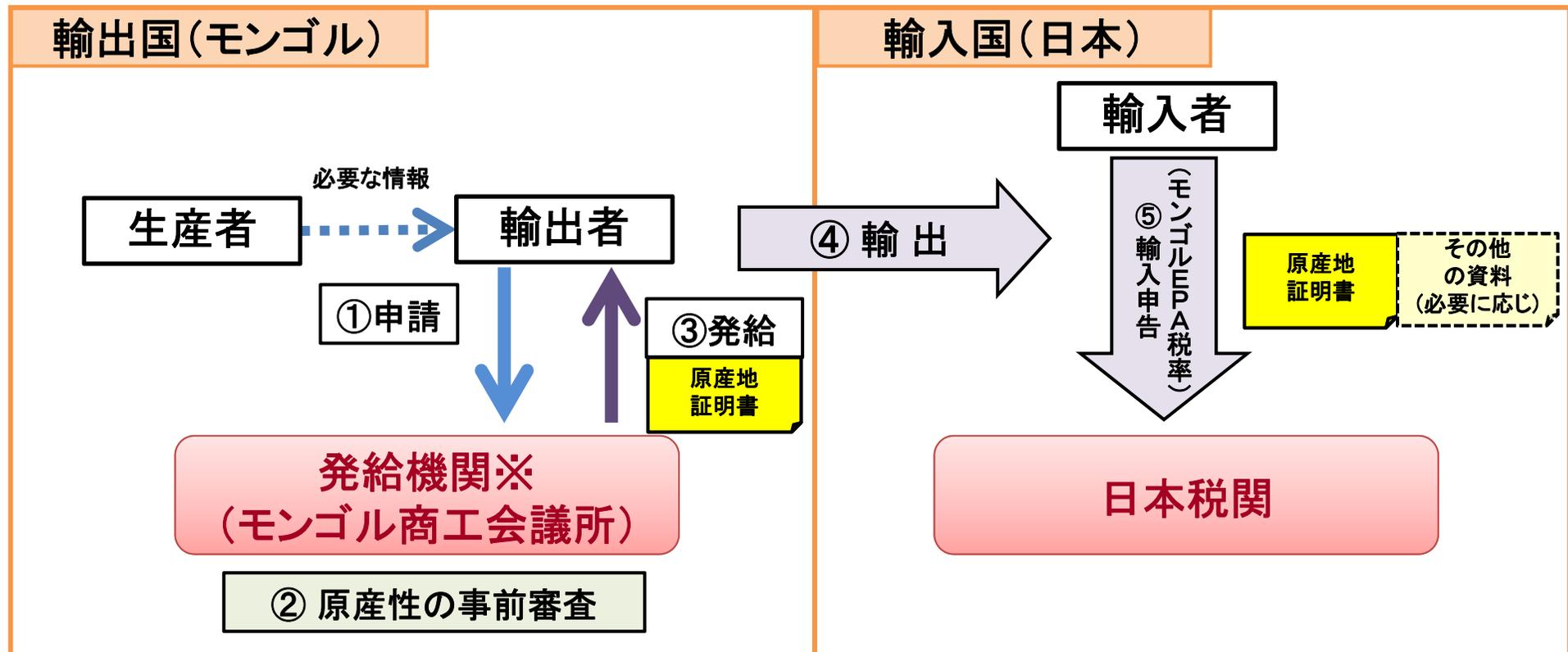
(注) 1～24類の産品の生産に使用される非原産材料について、当該産品と同一の号(HS6桁)に掲げられる非原産材料についてはデミニミスを適用しない。

※原産地基準として、デミニミスの他、累積(原産性の判断に際し、日本やモンゴルの原材料を算入できるルール)、包装材料の取扱い(原産性の判断に際し考慮しなくてよい)等の規定が設けられている。

Ⅲ. 通関・原産地手続の概要

1. モンゴルEPA税率の適用手続(第三者証明制度)

- 輸出者の申請により、貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによって原産地証明書を発給する。
- 輸出者と生産者が異なる場合などは、輸出者が生産者から原産品であることを証明する情報を得るなどして発給申請することになる。
- 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に、原産地証明書を輸入国税関に提出する。



※日本からの輸出の場合、発給機関は「日本商工会議所」(<http://www.jcci.or.jp/>)

2. 輸入通関時の留意点

原産地証明書の提出義務

○原産地証明書の提出

(モンゴル協定第3・15条1、関税法第68条、関税法施行令第61条第4項)

- 輸入申告の際に提出しなければならない

○以下の場合には、提出を要しない。

(モンゴル協定第3・15条2、関税法第68条、関税法施行令第4条の12第2項第5号、第61条第1項第2号イ、第83条第3項)

- 課税価額の総額が一定の金額以下の輸入
 - * 日本への輸入の場合は20万円以下の貨物、モンゴルの場合は、協定上少なくとも1500米ドル以下の場合
- 輸入国が義務を免除する貨物
 - * 日本の場合、AEO事業者に係る特例申告貨物については原産地証明書の提出に代えて保存

○一般特惠関税制度(GSP)とモンゴルEPAとの関係

モンゴルは一般特惠関税制度(GSP)の受益国であるが、協定発効日以後は、**モンゴルEPA税率 ≤ 一般特惠税率である場合**、一般特惠税率は適用できず、モンゴルEPA税率を利用する必要がある。

(関税暫定措置法施行令第25条第2項第7号)

- GSP用のFormAではなく、モンゴル協定で定められた原産地証明書の提出が必要

(参考)税関ホームページ「一般特惠税率の適用が可能な品目」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

3. 原産地証明書に係る留意点

- **HS番号の表記** : **HS2012**に従う
(モンゴル協定附属書2(品目別規則)、モンゴル運用上の手続規則第1規則2)
- **発給機関** : **モンゴル商工会議所**
(モンゴル運用上の手続規則第8規則4)
- **記入言語** : **英語**
(モンゴル協定第3・16条5、モンゴル運用上の手続規則第1規則1)
- **提出時期** : **輸入申告時(ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合、許可前引取りを行う場合には、提出を猶予)**
(関税法施行令第61条第4項)
- **有効期間** : **発給された日から1年間**
(モンゴル協定第3・16条7、関税法施行令第61条第5項)
- **対象となる輸入** : **1回限り**
(モンゴル協定第3・16条7)
- **発給後の修正** : **修正、追記箇所、発給機関の印影又は署名がある場合は受理**
(モンゴル運用上の手続規則第4規則2)

3. 原産地証明書に係る留意点

原産地証明書記載事項① 第1欄～第7欄

<p>1. Exporter's Name, Address and Country:</p> <p>輸出者（モンゴルに所在し、モンゴルから 産品を輸出する者）又はその代理人の名称、住所及び国名</p>	<p>Certification No.</p>	<p>Page Number /</p>	
<p>2. Importer's Name or Consignee's Name, Address and Country:</p> <p>輸入者（日本に産品を輸入する者） 又は荷受人の名称、住所及び国名</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND MONGOLIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p>		
<p>3. Transport details (means and route) (as far as known):</p> <p>輸送の詳細（手段及び経路） （分かる範囲で）</p>			<p>CERTIFICATE</p> <p>Issued in</p>
<p>4. Item number (as necessary), Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (6 digits):</p> <p>産品毎の品番（必要に応じて）、記号・番号、包装の個数・種類、産品名及びHS番号</p>	<p>5. Origin criterion and other instances:</p> <p>原産地基準 A、B、Cのいずれかを記入。</p>	<p>6. Quantity (gross or net weight, or other quantity units):</p> <p>重量、数量、その他の数量</p>	

・積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。
・「遡及発給」の場合、第3欄に船積日を記載。

・産品毎にHS6桁レベルでのHS番号（HS2012版）を記載。
・品名は、産品のインボイス上の品名と実質的に同一でなければならない。

・Aは完全生産品、Bは原産材料のみからなる産品、CはPSRを満たす産品を意味する。
・加えて累積の規定を適用する場合にはACU、僅少の非原産材料の規定を適用する場合にはDMIを記載。

産品ごとにグロス重量又はネット重量若しくはその他の数量単位を記載。

3. 原産地証明書に係る留意点

原産地証明書記載事項② 第8欄—第10欄

「遡及発給」の場合、第8欄に「ISSUED RETROACTIVELY」と記載（記載欄が異なっても可）。ただし、第3欄への船積日の記載のみでも可。

8. Remarks

- ・紛失等の理由により「再発給」される場合には、新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給され、第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。この場合、当初の原産地証明書は無効となる。「再発給」された新規の原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。
- ・原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合、第8欄に「製品に対し別のインボイスが第三国で発行される」旨（例えば、“The goods will be invoiced in a non-Party.”等）を記入。

9. Declaration by the exporter or its authorized agent :

I, the undersigned, declare that the good(s) is (are) (an) originating good(s) of _____ for the purposes of the Agreement between Japan and Mongolia for an Economic Partnership.

原産国の国名 (MONGOLIA) を記入

Place and Date:

Signature of authorized signatory:

Name (printed) 輸出者(又は代理人)による記入。

- ・ 証明書申請の日付
- ・ 署名(自署又は電子的印刷)

Company:

10. Certification:

The undersigned hereby certifies, on the basis of the documentation necessary to support this Certificate, that the above-mentioned good(s) is (are) considered as (an) originating good(s) of _____.

Competent governmental authority or Designee office:

輸出締約国の権限のある当局又は発給機関による記入

Stamp:

- ・ 日付(原則として船積み時まで ⇒ それより後の発給を「遡及発給」として扱う。)
- ・ 押印
- ・ 署名(自署又は電子的印刷)

Place and Date:

Name (printed) and Signature:

4. モンゴル産品に係る品目証明

◆モンゴルから輸入される産品のうち、以下3品目については品目証明書
の提出が求められる

- ①カードドリンク (0404. 90)
- ②ラプシャヌードル (1902. 19)
- ③チャツアルガンワイン (2206. 00)

(カードドリンク)



(ラプシャヌードル)



(チャツアルガンワイン)



(参考:チャツアルガン)



(品目証明書)

Ministry of Food and Agriculture
Mongolia

CERTIFICATION

Date Issued: _____

This certificate is being issued upon the request of (name of the exporter) for the purpose of qualifying the product below for preferential tariff treatment in accordance with Annex 1 of the Mongolia-Japan Economic Partnership Agreement.

Product description (check one of the followings);

- The originating goods classified under the tariff lines indicated with “(9)” in Section 1 of Part 2 of Annex 1
- or
- The originating goods classified under the tariff lines indicated with “(13)” in Section 1 of Part 2 of Annex 1
- or
- The originating goods classified under the tariff lines indicated with “(16)” in Section 1 of Part 2 of Annex 1

HS code (6 digit): _____

Raw materials: _____

Invoice number and Date: _____

Signature of the person who certifies _____

Official stamp of the Ministry of Food and Agriculture

5. EPA関税割当

対象品目

品名	関税率		割当数量	管理方式
	MFN	モンゴルEPA(枠内税率)		
乳製品混合品(カードリンク) (0404.90)	29.8%+400円/kg	無税	1トン	輸出国管理
その他のチーズ(ナチュラルチーズ等) (0406.90)	29.8%	無税	1トン	輸出国管理
天然はちみつ (0409.00)	25.5%	12.8%	1トン ⇒ 1.5トン (5年間かけて引上げ)	輸出国管理
牛肉調製品 (1602.50)	10%等	8.0%等	60トン ⇒ 200トン (10年間かけて引上げ)	輸出国管理
パスタ(ラプシャヌードル) (1902.19)	34円/kg	無税	1トン	輸出国管理

(注1) 枠内税率はすべて即時撤廃・引き下げ

(注2) 関税率が複数存在する品目については主な税率を記載

管理方式	内容
輸出国管理方式	<p>➤ 物資所管省(農林水産省等)が、輸入者の関税割当申請に対し、<u>輸出国政府が輸出ごとに発給する証明書に基づき</u>、協定に規定された数量の範囲内で<u>先着順に割当て</u>を行い、関税割当証明書を発給する。</p> <p>(関税暫定措置法第8条の6第2項)</p>

6. 運送要件証明書

○第三国を経由して締約国に輸入する場合で、モンゴルEPA税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たしていることを示す書類(運送要件証明書)の提出が必要となる。EPAの場合には「運送上の理由」は必要ない。



運送要件証明書として、以下のものが認められている。

- ①通し船荷証券の写し
- ②第三国の税関当局その他関連する団体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸しその他産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
- ③その他税関長が適当と認める書類

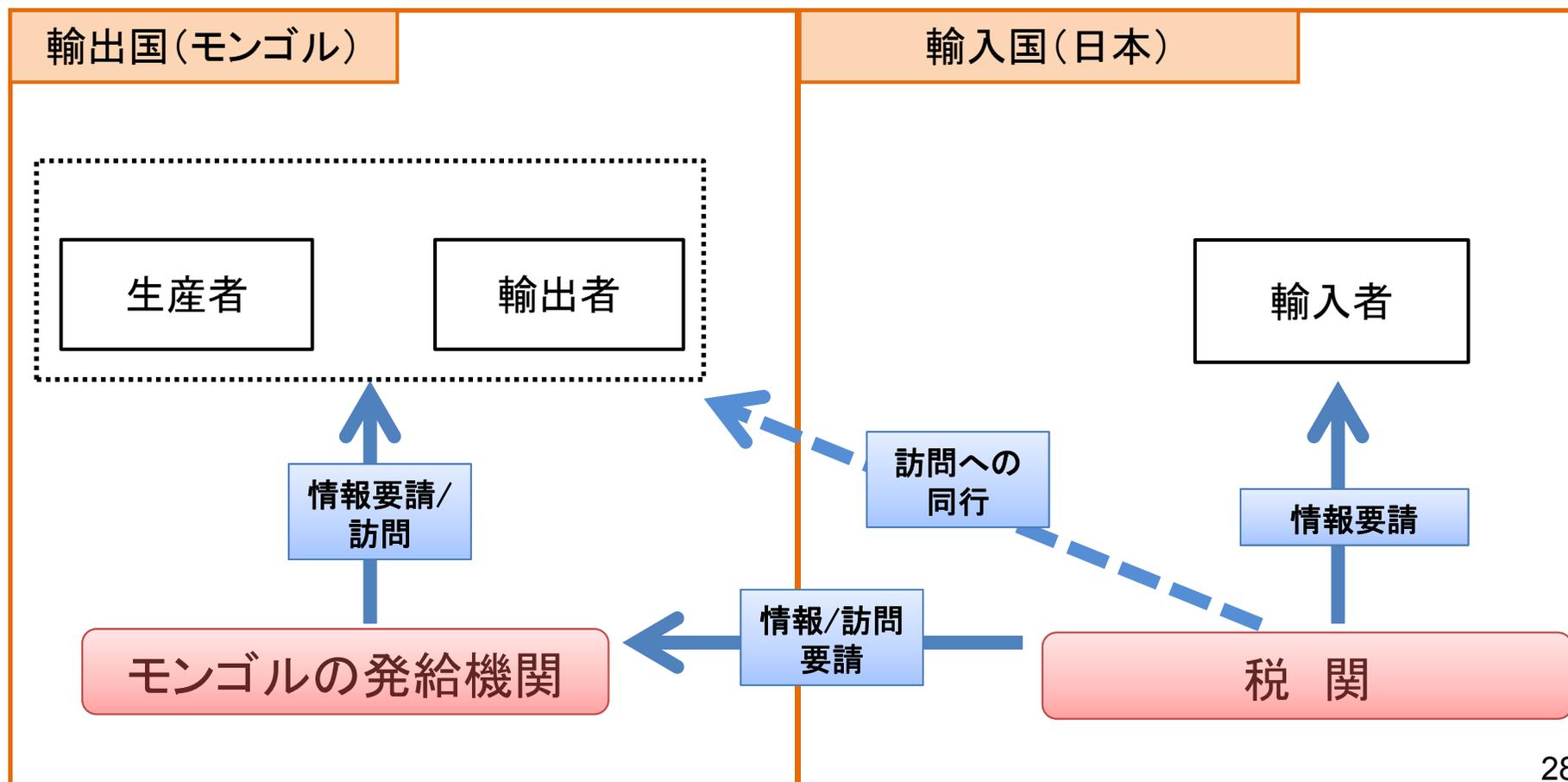
(課税価格の総額が20万円以下の貨物については提出を免除)

7. 事後的な確認の手續

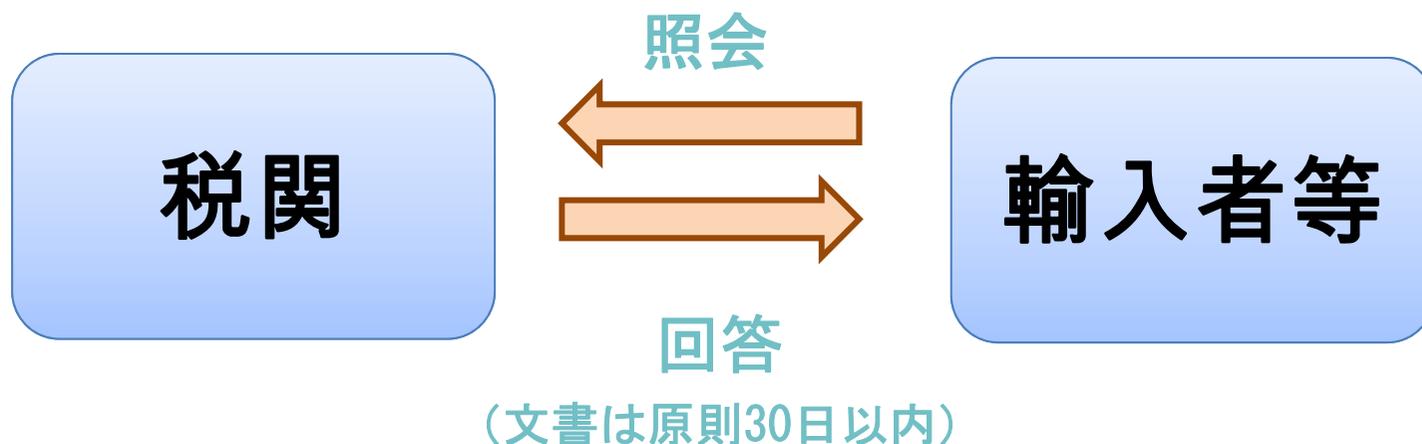
輸入された産品が原産品であったかどうかについて疑義がある場合、税関は、産品についての情報を求めることができる。

- ① 輸入者に対する書面による情報要請
- ② 輸出締約国の発給機関に対し、当該産品が原産品であるか否かについての情報提供を要請。
- ③ 輸出者・生産者に対する訪問確認(輸出国の訪問確認に同行)

(※)産品が原産品でない場合や輸出国側が十分な情報を提供しない場合等はモンゴルEPA税率の適用を否認できる。



8. 事前教示制度



【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか(協定の適用・解釈等)についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、特惠税率の適用の可否等を事前に知ることができ、(適用される税率が事前に分かることから)輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い(原産地)が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答(教示)の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く)ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

9. 発効前後の貨物の取扱い

モンゴル協定発効前に船積みされた貨物の取扱い

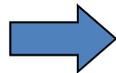
- 輸入申告の際にモンゴル協定上の遡及発給された原産地証明書を提出できる場合、モンゴルEPA税率の適用が可能。
- また、上記書類を提出できない場合であっても、提出猶予の申し出・許可前引取り(BP)申請を行い、事後に、遡及発給された原産地証明書を提出することにより、モンゴルEPA税率を適用可能。

協定発効前



船積み

※原産地証明書は原則として船積み前に発給することとされているが、協定発効前に船積みされた貨物については原産地証明書が遡及発給される。



- ・ 輸送中
- ・ 保税地域に蔵置されている

協定発効後

輸入申告

輸入申告時に必要書類を提出できない場合は、BPを利用。

※モンゴルEPA税率の適用を求める申告は、協定発効日(6月7日)から可能。

(参考1)モンゴルからの主な輸入品

順位	HS6桁 (号)	品目(概要)	MFN税率	一般特 恵税率	モンゴルEPA 税率	原産地規則(概要)
1	2603.00	銅鉱	無税	無税	無税	項の変更又は原産資格割合が40%以上
2	2529.21	ほたる石(ふっ化カルシウム含有量97%以下)	無税	無税	無税	項の変更又は原産資格割合が40%以上
3	8541.40	光電性半導体デバイス、発光ダイオード	無税	無税	無税	号の変更又は原産資格割合が40%以上
4	6110.12	ジャージー等の衣類(カシミア毛製)	10.9%	10.9%	無税	織物類、編物類からの製造(付表の工程を経ること)
5	6214.20	織物のショール等(羊毛製又は織獣毛製)	(6.6%)	(無税)	(無税)	織物類、編物類からの製造(付表の工程を経ること)
6	7616.99	その他のアルミニウム製品	3%	2.4%	無税	項の変更又は原産資格割合が40%以上
7	0504.00	動物の内臓	無税	無税	無税	類の変更
8	8412.90	その他の原動機の部分品	無税	無税	無税	項の変更又は原産資格割合が40%以上
9	5111.11	紡毛織物(羊毛製又は織獣毛製)	(5.3%)	(4.24%)	(無税)	糸からの製造(付表の工程を経ること)
10	7403.11	精製銅(陰極銅及びその切断片)	(無税)	(無税)	(無税)	項の変更又は原産資格割合が40%以上
11	5702.41	紡織用繊維の床用敷物(羊毛製又は織獣毛製)	8.1%	6.48%	無税	糸からの製造(付表の工程を経ること)
12	5102.11	カシミアやぎの織獣毛	無税	無税	無税	類の変更
13	6117.10	編物のショール等(羊毛製又は織獣毛製)	8.4%	8.4%	無税	織物類、編物類からの製造(付表の工程を経ること)
14	1008.10	そば	(9%)	(9%)	(7年間で無 税に引下げ)	類の変更
15	2529.22	ほたる石(ふっ化カルシウム含有量97%以上)	無税	無税	無税	項の変更又は原産資格割合が40%以上
16	6110.19	ジャージー等の衣類(その他)	10.9%	10.9%	無税	織物類、編物類からの製造(付表の工程を経ること)
17	6301.20	ひざ掛け及び毛布(羊毛製又は織獣毛製)	5.3%	4.24%	無税	織物類、編物類からの製造(付表の工程を経ること)
18	5108.10	紡毛糸	2.5%	無税	無税	繊維からの製造(付表の工程を経ること)
19	0510.00	その他の動物性生産品	(3%)	(無税)	(無税)	類の変更
20	3926.90	その他のプラスチック製品	(3.9%)	(無税)	(無税)	号の変更又は原産資格割合が40%以上

出所:財務省貿易統計(2015年)

※MFN税率、一般特恵税率は2016年1月時点

※()の税率は、HS9桁で税率が異なる品目について、輸入実績が多い品目の税率を記載

(参考2) モンゴルへの主な輸出品

順位	HS6桁(号)	品目(概要)	MFN税率	EPA税率(モンゴル側)	原産地規則(概要)
1	8703.22	自動車(ピストン式火花点火内燃機関を搭載、シリンダー容積が1000ccを超え1500cc以下のもの)	5%	製造後0～3年のものは無税等	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
2	8703.23	自動車(ピストン式火花点火内燃機関を搭載、シリンダー容積が1500ccを超え3000cc以下のもの)	5%	製造後0～3年のものは無税等	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
3	8703.24	自動車(ピストン式火花点火内燃機関を搭載、シリンダー容積が3000ccを超えるもの)	5%	製造後0～3年のものは無税又は10年間で無税に引下げ等	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
4	8703.33	自動車(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載、シリンダー容積が2500ccを超えるもの)	5%	製造後0～3年のものは無税又は10年間で無税に引下げ等	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
5	8901.90	その他の貨物船及び貨客船	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
6	8429.52	メカニカルショベル等	5%	無税	号の変更 又は 原産資格割合が40%以上
7	4011.94	その他のゴム製空気タイヤ	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
8	8901.10	客船等の船舶	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
9	4012.20	中古のゴム製空気タイヤ	5%	非譲許	類の変更
10	9018.19	診断用電気機器	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
11	8902.00	漁船及び工船等	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
12	3822.00	診断用または理化学用の試薬等	5%	10年間で無税に引下げ	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
13	0202.30	冷凍牛肉(骨付きでない肉)	5%	無税	類の変更(01類からの変更を除く)
14	8904.00	曳船用又は押航用の船舶	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
15	8431.49	機械(フォークリフト等)の部分品	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
16	8704.22	貨物自動車	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
17	7304.19	ラインパイプ	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
18	8901.20	タンカー	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
19	8704.10	ダンプカー	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上
20	4011.10	乗用自動車用のゴム製空気タイヤ	5%	無税	項の変更 又は 原産資格割合が40%以上

出所:財務省貿易統計(2015年)

※現行税率はモンゴル税関ホームページによる

〈各種資料リンク先のご案内〉

- モンゴル協定条文

外務省ホームページ

和文テキスト: http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m2/mn/page3_001094.html

英文テキスト: http://www.mofa.go.jp/a_o/c_m2/mn/page3e_000298.html

- 適用税率等

日本税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>)

- 実行関税率表 (<http://www.customs.go.jp/tariff/>)

- 原産地規則ポータル (<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>)

モンゴル税関ホームページ (<http://www.customs.gov.mn/en>)

- CUSTOMS TARIFF AND NON-TARIFF REGULATIONS
(<http://www.customs.gov.mn/en/2012-03-14-03-21-37/trf>)

問合せ先:税関の原産地担当部門

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp